

新発田市教育委員会令和6年11月定例会 会議録

○ 議事日程

令和6年11月5日（火曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議事

議第24号 新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について

日程第5 その他

- ・令和6年新発田市議会9月定例会報告（令和5年度一般会計決算審査分）
- ・令和6年度地方教育行政功労者表彰の受賞者について
- ・部活動の地域移行について
- ・令和6年度中央図書館蔵書点検期間について
- ・新発田城の公開期間の変更について

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

工 藤 ひとし	教育長
石 坂 均	委 員（教育長職務代理者）
笠 原 恭 子	委 員
村 川 孝 子	委 員
山 崎 由 紀	委 員

○ 説明のため出席した者

教育次長	橋 本 隆 志
教育総務課長	坂 上 新 一
学校教育課長	彌源治 仁 伺
学校教育課教育センター長	
	阿 部 英 幸
文化行政課長補佐	杉 山 隆
中央図書館長	庭 山 恵
生涯学習課長	井 浦 智 明

青少年健全育成センター所長

古 田 潤 子

○ 書 記

教育総務課長補佐 阿 部 成 美

教育総務課教育総務係長

小 島 貴 志

○ 議 事

○工藤教育長

ただいまから教育委員会の令和6年11月定例会を開会いたします。

○工藤教育長

それでは会議に入ります。

「日程第1 会議録署名委員の指名について」であります。山崎委員を指名いたします。よろしくお願いします。

次に「日程第2 前回定例会会議録の承認について」お諮りいたします。既に送付してあります会議録について、御質問等ございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、10月定例会の会議録は承認されました。

次に、「日程第3 教育長職務報告」を行います。職務報告につきましては、既に送付してあります「教育長職務報告（令和6年10月1日～令和6年10月31日分）」のとおりに報告いたします。委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「教育長職務報告」について、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、「教育長職務報告」は承認されました。

○工藤教育長

それでは、「日程第4 議事」に入ります。

「議第24号 新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」の審議を行います。

庭山中央図書館長から説明をお願いします。

○庭山中央図書館館長

おはようございます。それでは、「議第24号 新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」御説明いたします。議案書の1、2ページ、議案に係る資料の1ページをお開き願います。

改正理由につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、令和6年12月2日から健康保険証を廃止し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなったことから、新発田市立図書館条例施行規則で規定されております「保険証」を改めたいというものであります。

改正内容といたしましては、別記第3号様式中の「保険証」の文言を「個人番号カード」に改めるものです。施行期日は令和6年12月2日を予定しております。説明は以上であります。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第24号 新発田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第24号は承認することに決しました。

それでは、「日程第5 その他」に入ります。はじめに、「令和6年新発田市議会9月定例会報告」について、橋本教育次長から説明をお願いしたいと思います。

○橋本教育次長

それでは、その他の資料1を御覧いただきたいと思います。資料1につきましては、市議会9月定例会の報告ということで、既に予算の補正及び一般質問については、教育委員会にて報告済みであります。本日は、令和5年度の一般会計決算の認定の状況についての報告でございます。

地方自治法の規定により、自治体の決算につきましては、監査を受けた後、議会の認定を受け、確定という形になっております。その手続きの経過についての報告となります。

報告書は、一般会計全体の中の社会文教常任委員会の関係のうち、教育委員会各課に関する部分のみであります。

表紙をめくっていただきますと、1ページ目からになりますが、はじめに教育総務課であります。教育総務課は主として物価高騰に伴い、学校給食費を令和5年度、6年度の2ヵ年値上げをしてきております。ただし、政府の物価高騰支援策ということで、各自治体の方に交付金が交付されました。保護者の負担軽減に充てるという国の方針に基づきまして、新発田市におきましても給食費の値上げ相当分を2ヵ年に渡って支援をしている状況であります。

共産党の宮村議員からは、引き続き保護者支援をする考えはないのかとの御質問をいただきましたが、国の交付金が終わるため、今のところ来年度以降の支援の予定はございませんという答弁をしたところであります。めくっていただきまして、3ページ目以降は学

校教育課の関係であります。学校教育課の関係は多岐にわたって質問等をいただきました。

まずは、令和5年度途中にカルチャーセンターから旧車野小学校へ移転いたしました、教育支援センター車野校の取組み状況についての御質問、御意見をいただいたところであります。不登校の児童生徒への支援、対策につきましては、新発田市だけではなく、全国的な課題となっておりますが、これらについて、新たに移転、開設した車野校を活用し、不登校児童生徒への支援をさらに拡充していただきたいという御要望をいただいております。

5ページ目以降です。いじめやヤングケアラーの対応や、当市の教育で特色ある取組みとして、しばたの心継承プロジェクトを進めてきております。これらの効果や課題等についての御質問をいただきまして、それぞれ説明、回答したところであります。

なお、ヤングケアラーに関しましては、教育委員会の方に御質問をいただきましたが、対象者を把握するための情報が学校教育課に入ってくるわけですが、対応の主は市長部局のこども課であり、どういった対応が適切か等の検討、ケース会議の招集等についてはこども課で対応をしております。

次に、11ページ、文化行政課の関係でございます。令和5年の7月に文化庁の認定を受けまして、市独自の文化財保存活用地域計画を策定、実施をしたことを受けて、市内の文化財の利活用についての御質問、御意見を頂戴したところであります。いずれにいたしましても、指定をしているもの以外、文化的な価値のあるものを含めて、文化財の保存活用地域計画の考え方にのっとり、行政、地域住民の方々が一体となって守り育てていくという方向性を説明させていただきました。

13ページ、中央図書館は、特段御意見、御質問はございませんでした。15ページ、生涯学習課も特段御意見、御質問はございませんでした。

最後に、16、17ページであります。青少年健全育成センターの関係ですが、放課後子ども教室についての御質問がありました。令和5年度現在、放課後子ども教室を開設しているのは、二葉小学校、外ヶ輪小学校、猿橋小学校の3校という状況であります。

その中で特に、二葉小学校の定員20名に対して、応募者が20名を超える状況のため、何とかならないのかとの御質問をいただいたところであります。

また、放課後児童クラブについては、子どもの数は年々減少しておりますけれども、登録者数は逆に年々増加しているという状況であります。放課後児童クラブと併せて、放課後子ども教室のあり方についても、ニーズ調査、対象の学校とも協議を進め、放課後子ども教室の拡充についても研究をしていきたいという説明をさせていただいたところあります。

教育委員会の関係は以上でありまして、全体の一般会計の決算につきましては、10月8日、新発田市議会本会議で賛成多数で、認定すべきものとして可決された状況でございます。報告は以上であります。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から御質問等ございましたらお願いいたします。
笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員

9ページのCAPプログラムについてですが、CAPプログラムは、ぜひ新発田の教

育の一つとしてずっと続けてほしいと思っている事業なのですが、長島徹委員がおっしゃるように拡充できればいいと思うのですが、予算の関係もありますので、今は対象が小学5年生、中学1年生ですが、年齢を小学5年生から小学3年生に下げてもどうかというのが私の考えです。と言いますのは、小学校に入学して2年間が過ぎ、初めてクラス替えをするのが小学3年生ですが、クラス替えをした新しい人間関係の中でどのように関わってればいいか、また、お互いに尊重し合うことも小学3年生位の素直な時期にCAPプログラムを受ければ、その後、高学年に上がっても、対処がうまくいくのではないかと考えています。また、各学校で今とても頭を抱えているのは、保護者のワークショップの参加率の低さだと思います。CAPプログラムを小学5年生で受け、次に中学1年生だと間隔が短いため、保護者の中でもまた同じことするのかという感覚になると思います。しかし、小学3年生ぐらいで受けていれば、少し期間が空くので、保護者の方も受け止め方が変わるのではないかと、中学校の保護者の参加人数も増えるのではないかと考えています。また、小学5年の方でも保護者の参加人数が少ない状況だと思います。それは、おそらく子どもが小学5、6年生位になると、ある種大人扱いする部分があったり、親が学校へ来ること自体を拒絶する子も出てくる等、保護者にとって子どもとの接し方が難しい時期になってきます。小学3年生ぐらいであれば、保護者が学校へ来ることをとても喜ぶ時期だと思いますので、保護者も参加しやすいと思います。そのため、事業を拡充できれば一番良いと思いますが、一方で慣れにも繋がるかもしれないため、小学校の対象年齢を下げて良いのではないかと考えています。何年間もCAPプログラムを実施しているため、一度見直しをする機会であると感じました。

○工藤教育長

貴重な御意見ありがとうございます。学校教育課から何かございますでしょうか。彌源治学校教育課長。

○彌源治学校教育課長

大変貴重な御意見をありがとうございます。これまで小学5年生、中学1年生を対象に事業を進めてまいりました。その成果等は聞き及んでいるところでございますが、さらに課題として、いじめや自傷行為等の行動が低年齢化しているところでは否めない状況だと思っております。また、対象を現在の5年生から、今ほど御意見をいただいた3年生または4年生に変えることも検討対象になるかと思っております。大変貴重な御意見だと思いますので、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○工藤教育長

他に御意見、御質問ございましたらお願いいたします。石坂職務代理者、お願いいたします。

○石坂教育長職務代理者

校内支援センターについてお伺いいたします。小学校1校が設置しているとのことですが、差し支えなければ具体的にどの学校なのか。それから、設置していない小学校にも不登校児童がいるかと思いますが、設置している学校と設置していない学校で何か対応に異なる点があるのか、あるいは設置していないために何か対応に不都合が生じている

ような事例があるのか教えてください。

○工藤教育長

彌源治学校教育課長お願いします。

○彌源治学校教育課長

校内支援センターは、中学校は全ての学校に設置しておりますが、小学校は住吉小学校に設置しております。他の小学校は設置していないのですが、各学校においては、校内支援センターのような役割として、例えば保健室や相談室等を活用し、職員が児童に付いて対応することがあります。職員がその都度対応している状況です。小学校に対象児童が少ない、またはその場で対応できるため、校内支援センターを設置していない状況ではありますが、機能としては、各学校において職員が支援の必要な児童生徒に対して対応していることに変わりはありません。

○工藤教育長

他にございますでしょうか。

○村川委員

各小学校に校内支援センターが設置されていると思っていたのですが、対応する職員が特別に配置されているか否かという違いですか。

○工藤教育長

彌源治学校教育課長お願いします。

○彌源治学校教育課長

支援が必要な児童生徒のための職員が配置されているというわけではありません。現在いる職員で対応しているということです。

○工藤教育長

付け加えますと、校内支援センターに県から職員は配置されていませんが、生徒指導等の加配というものがあって、加配を配置されている住吉小学校は若干先生の数に余裕があります。加配がある学校は、先生が支援が必要な児童に対し、1日しっかり付くことができるのですが、他の学校は先生達が時間を調整して、支援が必要な児童の対応をしているということです。

○工藤教育長

他に何か御質問等ありましたらお願いいたします。ないようでありますので、説明のとおり御了承願います。

○工藤教育長

次に、令和6年度地方教育行政功労者表彰の受賞者につきまして、橋本教育次長から説明をお願いいたします。

○橋本教育次長

お手元の資料2であります。

令和6年度の文部科学大臣表彰の対象に昨年度まで当市教育委員会の委員を務め、教育委員長も歴任された関川直様が表彰の対象に選ばれたということでもあります。教育委員会の方にも報告をさせていただきます。以上であります。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から何か御質問等ございましたらお願いいたします。

関川先生は長年に渡りまして教育委員をお務めいただきまして、その功績が認められて文部科学省から表彰を受けるものであります。他に御質問等ないようですので、説明のとおりに御了承願います。

続きまして、部活動の地域移行について、彌源治学校教育課長から説明をお願いいたします。

○彌源治学校教育課長

資料3を御覧願います。部活動の休日地域クラブへの移行について、説明をさせていただきます。資料にあります部活動設置連絡協議会が行われました。その資料をもとに説明させていただきます。

めくっていただきますと、サッカーや吹奏楽、バレーボール等、それぞれの部活動で休日移行に向けての話し合いが行われてまいりました。8ページ目までの部活動については、地域移行に向けての話し合いが順次進んでおりますが、既にラグビーと剣道については地域移行を進めているところであります。後ほど、一つ一つ読んでいただければと思いますが、各ページの下の方に今後の方向性についてまとめてあります。それぞれの団体がこれまで築いてきた活動がありますので、一気に休日移行まではいかないのですが、それぞれの団体や新発田市内のそれぞれの所属の指導者等が集まって知恵を出しているところでございます。中でも吹奏楽では、各学校でできないか、または、バレーボール等では地域ごとにある程度の塊でできないか等、様々な知恵を出し合いながら進めております。移行の時期については、令和7年度当初からできるもの、または秋以降、または年度内等考えられることから、今後も引き続き検討してまいります。

9ページを御覧ください。地域クラブについては、指導者の確保と教職員の中で兼職兼業ができるできないのラインをどこに持っていくのかというところを話し合っております。9ページ、10ページに兼職兼業についての考え方があるのですが、11ページ目を御覧ください。中段に表がございまして。兼職兼業に関しては、基本的には申請を出して、報酬を得ながら活動をしていくこととなりますが、特に新発田市の休日地域クラブに関しては、表に丸印がついている、新発田市教育委員会が認定した新発田市休日地域クラブとして認められたものについては、兼職兼業を認めたいということでもあります。そのため、認められていない地域の団体、民間団体の方の指導に対し兼職兼業発令を出せるかということ、それは今のところは出せないということでもあります。ただし、今後12ページにも触れてありますが、他の市町村でも様々な考え方がありますので、これからも変更あるいはその都度検討してまいりたいと思っております。13ページを御覧ください。新発田市休日地域クラブの認定基準の緩和ということで示してあります。18ページを御覧ください。中段にゴシックで太字で書いてあるところがあります。複数の指導者のうち、日本スポー

ツ協会の公認指導者資格保有者か資格取得中の者、または中学校の現職教員を2名以上有していることとあり、大変厳しい基準となっております。この点については、生徒の安心安全な部活動を確保するために必要な基準であるということで定めたのですが、他市町村の状況、または、指導者確保の観点から、この基準は大変厳しいものであるため、この部分を17ページの(5)の指導者が2人以上いて、公認スポーツ資格等を持っていることが望ましいが、持っていなくても相当の指導経験があり、今後指導者資格等を取得する意思がある指導者であり、適切かつ組織的な活動が行われていることとして、若干基準を緩めていくものであります。その中で指導者の確保をしていこうということでもあります。併せまして、19ページを御覧ください。新発田市地域クラブへの他市町村生徒の参加についてであります。現在新発田市内のラグビー等においては、他市町村から生徒を受け入れております。他市町村の生徒についても、休日地域移行に向けてどのように受け入れていくのかということについて検討しました。結論としましては、20ページの表の中に書いてありますが、他市町村の生徒も基本的には受け入れていこうという姿勢で考えておりますが、そのことにより、例えばチームの勝利のために他市町村から非常に有能な選手を引き抜いてきたり、強い子達で固めてしまって、新発田の子ども達があまり参加できないようなことは望ましくないため、そこは一定の基準をもうけて認めていくということでもあります。以上のような検討状況であります。指導者の確保は大変厳しいということ、ページは戻りますが15、16ページのように、指導技術のために資格を取りたい方については、新発田市で補助ができないかということについて、教育委員会としても多くの指導者へのバックアップをしっかりとやっていきたいと捉えております。さらに補足の説明としまして、21ページ以降にアプリを紹介しております。各団体の方は、これから休日移行が進んでいきますと、生徒の出欠または参加費等、全体をどう管理していくのかについて、今はチケット制、または個々の団体において確認しておりますが、今後は参加団体に関わってお金の徴収等が必要になってまいりますので、事務を効率化できないかということで、資料にあるようなアプリケーションが出ております。試行的に、令和7年度に使っていく方向で検討を始めているところであります。いずれにしましても、令和8年度からは各団体の運営に任せるわけでありますので、そこまでは、教育委員会としましてもサポートしてまいりたいと思います。平日部活動の移行の話も少し出ておりますが、今そこまで一気に調整してしまうと大変混乱しますので、まずは休日部活動をしっかり整理してから、いずれは平日部活動の移行というふうに考えております。以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。石坂教育長職務代理者、お願いいたします。

○石坂教育長職務代理者

新しい組織を立ち上げる、しかも、部活動ということで、学校でやっているものを新しい形で進めるのはとても大変なことだと思いますし、課題もたくさんあるかと思いますが、よろしく願います。いくつかお聞きしたいと思います。まず一つ目なのですが、言葉としては、部活動と休日地域クラブ活動という言葉の使い方よろしいでしょうか。

○工藤教育長

彌源治学校教育課長、お願いします。

○彌源治学校教育課長

平日については、これまでの従来の部活動、休日については、移行できたところから、休日地域クラブ活動となっておりますので、そういう意味で使い分けております。

○石坂教育長職務代理者

この場では、地域クラブ活動という言葉でお聞きしたいと思います。各種目の資料について、8月に協議をしたということなのですが、各種目とも資料の内容で地域移行を考えていくと見て良いのか、あるいは種目によってはこのまま進められては困るというものがあるのか、この資料をどのように見たら良いのかお聞きします。

○工藤教育長

彌源治学校教育課長、お願いします。

○彌源治学校教育課長

この資料はあくまで途中経過と捉えていただきたいと思います。これまで1回目、または2回目の協議を重ねたところもありますが、回を重ねて検討していく中で、課題が出てきているのも事実です。また、今後も変わっていくと思いますので、途中経過として受け止めていただければと思います。

○工藤教育長

石坂教育長職務代理者。

○石坂教育長職務代理者

例えば、保護者会活動が今後認められるかどうか疑問だったので、このまま資料にある方向で進むのかお聞きしました。今後回を重ねて、より具体的な資料等を見せていただきながら、再度お聞きしたいと思います。

それから、休日の地域クラブ活動については、運営責任団体が必要になると思うのですが、新発田市休日地域クラブに認定されたものに限定されるのか、それとも、その他の認定されない団体でも良いのかお聞きします。

○工藤教育長

彌源治学校教育課長お願いします。

○彌源治学校教育課長

認定された団体については、間違いなく良いのですが、認定されていない、団体に入らないクラブチームも可であると考えております。我々今の段階では、なるべく多くの団体から参加できるよう話し合いをしております。

○石坂教育長職務代理者

そうなりますと、教員で指導したい競技に関しては、これまでは部活動という形で、活動に伴い少額とは言え手当をもらっていたわけですが、今後は兼職兼業はできないため、指導を希望する方は完全ボランティアで活動するという形になる。教職員本人の意思で活動する形になりますが、そういう意味では教員で指導したいという方にとっては、これまでの制度よりは少しマイナス面があるということを先生方は十分承知していることになるとは思いますが、その捉え方でよろしいでしょうか。

○工藤教育長

彌源治学校教育課長、お願いします。

○彌源治学校教育課長

資料の11ページでも御説明をしましたが、新発田市教育委員会が認定した休日地域クラブで活動する方には兼職兼業を認めるとありますが、それ以外のクラブであれば、今回は認めないということです。あくまでボランティアで参加する形になります。

○工藤教育長

石坂教育長職務代理者。

○石坂教育長職務代理者

休日地域クラブの認定基準の案については、特に異議等はないんですが、一つは指導経験があり、今後指導資格等を取得する意思があるという人が果たして確保できるのか、難しいのではないかと思います。そのため、実際に認定される人が非常に限られるのかなということを個人的には心配しています。お聞きしたいのは、この認定は年度単位なのかどうか、その点についてお聞きします。

○工藤教育長

彌源治学校教育課長、お願いします。

○彌源治学校教育課長

基本的には年度単位になるかと思いますが、そこもしっかりと協議した上で運用していきたいと思います。

○工藤教育長

石坂教育長職務代理者。

○石坂教育長職務代理者

年度単位でないと、例えば保護者が指導者として参加している場合、子どもが卒業したので来年からは指導は行わないという方も出てくるとは思いますし、また、認定基準を満たさない団体がそのまま継続することもあると思われるため、毎年認定することは大変ですけれども、年度単位での認定が望ましいと思います。

○工藤教育長

他にございましたらお願いいたします。

○石坂教育長職務代理者

新しく事業を始める時は、何度も協議を重ねるため、何とかスタートできると思うのですが、時間が経つにつれ、だんだん最初の意義が薄れ、なぜこんなことしなければいけないのかというようなことが出てくる危険性もありますので、そのあたりも考慮し、持続可能な形で組織づくりや移行を進めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○工藤教育長

橋本教育次長、お願いいたします。

○橋本教育次長

私の方から、最後の部分の説明を含めて補足をさせていただきます。

まず、石坂職務代理者から御指摘の持続可能性の部分であります。先ほど学校教育課長が冒頭申し上げたとおり、今は休日、土日、祝日の部分の移行を目指しておりますが、文部科学省の方では、その後は平日の部分についても移行する方向性を示してきておりますので、休日で終わりではなく、将来的には平日の部活動のあり方も継続して検討、協議を重ねていかなければならない状況にあります。休日の部分だけで終わってしまうと、先ほど石坂職務代理者の御指摘の懸念、心配な部分があるかと思うのですが、さらに今後は平日をどうするんだという議論を重ねてまいります。毎年度毎年度の課題と捉えておりますので、その点についてはしっかりとやっていきたいと思っております。また、資料については、今日お示ししたものは確定版ではないと申し上げました。これについては、校長会でも学校の先生方は保護者や指導者に対しどこまで説明していいのかとの質問をいただきました。事務局の回答としましては、年内には方針を固め、年明けに小学6年生を対象に中学校の入学説明会が始まりますが、そのタイミングまでには各種目別の内容を固め、しっかりと子ども達、あるいは保護者の方々、団体と共有した情報を説明し、令和7年度に向けた部活動の地域移行に取り組んでいきたいという状況であります。

○工藤教育長

学校での大変大きな改革になりまして、地域の皆さん、そして関係する皆さんから御協力いただかないと進まない問題です。我々新発田市教育委員会に関しては、児童生徒が困ることのないように、子ども達の活動を最優先して、教育を進めていきたいと考えておりますので、お気づきの点がございましたら、教育委員の皆様からも御指摘いただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、令和6年度中央図書館蔵書点検期間について庭山中央図書館館長から説明をお願いいたします。

○庭山中央図書館館長

私の方から、令和6年度蔵書点検期間について御説明いたします。

その他の資料4、令和6年度中央図書館蔵書点検期間についてを御覧ください。今年度

の中央図書館の蔵書点検につきましては、令和7年1月21日から29日の9日間を予定しております。また オンラインで繋がっております3分館につきましても、加治川分館が1月21日、豊浦分館が1月22日、紫雲寺分館が1月24日と、この蔵書点検期間に合わせて行う予定にしております。例年利用者が減少する時期で、大学入学共通テスト終了後のため、学習利用者への影響が少ないと思われることから、この期間を設定しております。今まで分館につきましては、開館しながら蔵書点検を行ってまいりましたが、作業により騒音で利用者に御迷惑がかかるため、今年度は各分館で1日ずつ休館し点検する予定です。蔵書点検では、館内全ての資料を確認するとともに、棚の整理や表示作成、古い資料を書庫へ移動すること等を計画しております。蔵書点検後には、より快適で利用しやすい図書館になるよう進めていきたいと思っております。なお、複合施設内の中央図書館以外の施設につきましては、通常どおりの利用が可能です。また、学習スペースにつきましては、1階の多目的室1を利用できるように計画しております。市民の皆様には、館内掲示、広報しぼた、ホームページ等を通じて周知してまいります。説明は以上でございます。

○工藤教育長

委員の皆様から御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、説明のとおり御了承願います。

続きまして、新発田城の公開期間の変更について、杉山文化行政課長補佐から説明をお願いいたします。

○杉山文化行政課長補佐

私の方から、新発田城公開期間の変更について御説明させていただきます。本日配付の資料を御覧ください。こちらは冬季特別公開でございます。通常の公開期間は11月30日までですが、12月26日までに変更させていただきたいというものでございます。また、公開時間は、11月末までは通常どおり午後4時半までですが、今回の冬季特別公開の期間は午前9時から午後4時までに変更させていただきたいというものです。冬季特別公開に至る理由といたしましては、幕末の新発田藩を舞台にした映画「十一人の賊軍」が11月1日から全国公開されることに合わせて、新発田城の特別公開を企画させていただきました。また、新潟県観光協会による「にいがたロケ地と観光地周遊キャンペーン」が11月1日から来年1月31日まで開催され、県内のロケ地等をスタンプラリー形式で巡る内容となっていることから、当市を訪れた観光客に新発田城内等の撮影スポットを御覧いただくために行うものでございます。なお、来年1月4日からは、市立歴史図書館でスタンプを押印できるようにします。お配りした資料には、「にいがたロケ地と観光地周遊キャンペーン」のパンフレットがございます。また、11月8日、10日に、新発田市民文化会館にて映画の上映会が行われるため、チラシもお配りしました。説明は以上でございます。

○工藤教育長

皆様の方から何か御質問等ございましたらお願いいたします。映画について、テレビやラジオ等でたくさん取り上げられているようであります。話題になり、新発田も注目されるといいなと思います。皆様も機会がございましたら御覧くださるようお願いいたします。

それでは、御質問等がないようですので、説明のとおり御了承願います。

次に、教育委員会・今後の日程（予定）につきまして、坂上教育総務課長から説明をお願いいたします。

○坂上教育総務課長

それでは、今後の日程（予定）の資料を御覧ください。

本日、11月5日、教育委員会11月定例会を開催させていただいております。次に、11月8日でございますが、かねてから御案内しておりました総合教育会議がありますのでよろしくお願いいたします。その後、12月3日、1月9日に教育委員会定例会がございます。教育委員会2月の定例会につきましては、2月5日に予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○工藤教育長

今後の日程について御質問等ございましたらよろしくお願いします。

11月8日には総合教育会議が予定されてございますのでよろしくお願いします。今後の予定については説明のとおりですので、御予定をお願いいたします。

次に、その他の報告に入ります。事務局から何かございましたらお願いいたします。ないようであれば、委員の皆様から何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

それでは以上をもちまして、教育委員会令和6年11月定例会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

午前10時20分 閉 会

令和6年11月5日

新発田市教育委員会教育長

委 員